

令和 7 年 3 月 7 日

環境清掃部温暖化対策課

江東区環境基本計画（案）について

1 概 要

本区の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、今年度、令和 7 年度から令和 12（2030）年度までの 6 年間を計画期間とする新たな計画の策定について、区長の附属機関である環境審議会へ諮問し、この度計画（案）の答申があった。パブリックコメントの実施結果と合わせて報告する。

2 パブリックコメントの実施

(1) 実施期間

令和 6 年 10 月 21 日（月）～11 月 11 日（月）

(2) 計画素案公表方法

- ① 区報 10 月 21 日号 5 面
- ② 区ホームページ
- ③ 温暖化対策課、環境学習情報館窓口
- ④ こうとう情報ステーション

(3) 意見の提出方法

郵送、ファックス、区ホームページ（LOGO フォーム）、温暖化対策課窓口

(4) 実施結果

- ① 提出人数 10 人
- ② 提出方法 区ホームページ（LOGO フォーム）10 人
- ③ 年齢別内訳

年代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代 以上	計
人数	2	2	2	2	2	10
割合	20%	20%	20%	20%	20%	100%

- ④ 意見総件数 12 件

⑤ 項目別内訳

分 類	件数	割合
脱炭素社会の実現	3	25%
自然共生社会の実現	2	16.7%
安全・安心・快適な生活環境の確保	3	25%
環境教育及び環境パートナーシップの充実	1	8.3%
区政一般	3	25%
計	12	100%

⑥ 主な意見

- ・ 温室効果ガスの現状把握、蓄電池やEV等への助成、再エネ調達
- ・ 緑化や水辺環境教育の推進
- ・ 路上喫煙等の禁止
- ・ 環境に関する活動の推進、環境に関する情報の発信強化

3 計画素案からの主な修正点

(1) 計画全体に関わる修正

- ① 表紙・資料編を追加
- ② 江東区長期計画（後期）を反映

(2) 意見対応等による主な修正

- ① 「ウェルビーイング／高い生活の質」について定義、説明を追加
(第2章江東区を取り巻く現況「3計画策定に向けた新たな視点」P18、資料編「7用語集」P101)
- ② 環境関する活動の推進や環境配慮行動の促進につながる情報発信強化のため、
「環境学習」及び「環境パートナーシップの取組」のコラムを追加
(第3章計画の目標と環境施策「4目標達成のための取組 柱5環境教育及び環境パートナーシップの充実」P76)

(3) その他の修正

- ① 文言等の修正
- ② レイアウト、図表、イラスト、コラムの修正・変更
- ③ 写真の追加

パブリックコメント意見要旨と区の考え方

NO	分類	意見要旨	区の考え方
1	脱炭素社会の実現	日本は世界の3%しかCO2を排出しておらず、気候変動自体がCO2が原因なのかも不明なので、行き過ぎた環境施策は止めていただきたい。	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書にて、温暖化を抑制するにはCO2排出量を正味ゼロにする必要があるとされ、カーボンニュートラルの実現は地球温暖化の抑制に向けて世界的に重要な取り組みとして、国も2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言しております。区においても国、東京都と連携し、ゼロカーボンシティの実現を目指して地球温暖化対策を推進してまいります。
2	脱炭素社会の実現	温室効果ガス排出量について現状把握に努め、蓄電池やEV等への助成による域内の発電設備を増やす取組や地域新電力の設立・ごみ発電の有効活用、オフサイトPPAの導入など地方から安定的に再エネを調達する仕組みなどを検討してはどうか。	温室効果ガスについては、東京都内の自治体共通の「オール東京62市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト」において算定を行っております。区では蓄電池やEV等を導入する区民や事業者に対して設備費用の一部を助成する事業を実施しており、本計画の柱 1 脱炭素社会の実現において記載し、助成件数を管理指標としております（計画P34、P38）。今後も引き続き、助成事業を活用して再エネ設備等の普及を促進してまいります。 また、清掃工場のごみ発電による電力（バイオマス発電）は、計画にも記載しておりますが、現在全区立小・中学校で使用しており、今後も引き続き取り組むこととしております（計画P39）。今後も公共施設における再エネ由来の電力調達の検討など、再エネの活用に向け、新たな技術革新の動向等も注視しつつ、再エネの普及を推進してまいります。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
3	脱炭素社会の実現	東京メトロ東西線木場駅出入口をリニューアルの際は、木材を取り入れたものとしてほしい。	ご意見をいただいた事業は、東京メトロの所管となっておりますので東京メトロへ申し伝えます。
4	自然共生社会の実現	街路樹、親水公園、シンボルツリー等の緑化や水辺環境学習などが更に盛んになることを期待する。	本区の緑化施策は、みどりの都市（CITY IN THE GREEN）をイメージし各取組を推進しております。 街路樹や親水公園等の緑の美観、景観につきましては、適正な樹形や緑陰を確保しつつ地域の要望なども含め、景観に配慮した維持更新を行っております。また、親水公園は、かつての河川を公園として再整備したものであり、河川水を園内水路に直接流入していることから、生物多様性に配慮された公園となっております。親水公園を含めた公園の整備管理に当たっては、区民等と協働した緑化事業の整備や水辺環境学習の場の整備など、積極的に実施してまいります。 現在行っています水辺環境学習につきましては、ポケットエコスペース（ピオトープ）を活用し、みどりの育成及び保全並びにその知識の普及啓発を自ら率先して行う人材を育成する区民のボランティア活動の支援に努めております。 シンボルツリーにつきましては、地元のシンボルとなるよう、地元町会等に計画施設や樹種について意見を聴取しながら事業を進めております。また、場所によっては地域による花壇整備活動も行われており、シンボルツリーを中心にコミュニティを形成しております。 各取組について計画の柱 3 自然共生社会の実現の具体的取組等に記載しておりますが（計画P56-61）、今後も引き続き、みどりの都市（CITY IN THE GREEN）により、みどりを活かしたまちづくりを進めてまいります。
5	自然共生社会の実現	道路の中央分離帯や道の脇、公園などの雑草を頻繁に刈り取ってほしい。	草刈りや除草については、適切に維持管理してまいります。

NO	分類	意見要旨	区の考え方
6	安全・安心・快適な生活環境の確保	夜間、暗い場所が多く、歩道側道を照らし、自然や緑に配慮した街灯の設置を提案する。	区内の区道街路灯は照度を計測し、暗い場所はないように適切に配置しております。また、区道以外の町会・自治会等が維持管理する防犯灯についても維持費や設置工事を助成する江東区私道防犯灯整備助成を実施しております。 本計画では柱 1 脱炭素社会の実現において街路灯の改修を管理指標としても掲げ、区道等に設置している老朽化した街路灯を LED 灯へ改修し、照度を確保するとともに、改修にあたっては環境省が定める光害対策ガイドラインに準拠した自然や緑に配慮した照明器具を設置し、省エネルギー化を図り環境負荷の低減に努めてまいります（計画 P34、P47）。 なお、暗いところへの街路灯等設置要望があった場合は、現地を調査の上対応しております。
7	安全・安心・快適な生活環境の確保	路上喫煙を禁止してほしい。区内の企業に対して、従業員が路上で喫煙しないよう働きかけてほしい。	路上喫煙を区内全域で禁止することは、制度として一定の効果がある一方で、このことに併せて、受動喫煙が発生しない喫煙環境の整備に取り組み必要があると考えます。今後とも他区の状況を踏まえ、路上喫煙禁止の適否を検討してまいります。 従業員の路上喫煙については、区への問い合わせがあった場合、対象の企業には受動喫煙に対する注意喚起を適宜行っています。今後も状況に応じて注意喚起を行ってまいります。
8	安全・安心・快適な生活環境の確保	ウェルビーイングの視点が重要。 区内全域の路上・広場等を全面禁煙にして罰則を設け、受動喫煙を防止してほしい。	区内全域の路上・広場等を罰則付きで全面禁煙にすることは、制度として一定の効果がある一方で、受動喫煙が発生しない喫煙環境の整備に取り込む必要があると考えます。今後とも他区の状況を踏まえ、全面禁煙の適否を検討してまいります。 また、ウェルビーイングの視点につきましては、本計画から新たに視点として盛り込み、柱ごとに記載をしてまいります。
9	環境教育及び環境パートナーシップの充実	区の環境検定や地域ボランティア活動に参加している。緑化推進や清掃活動など地域環境の向上になる活動をさらに推進し、わかりやすく発信してほしい。	区では環境学習情報館「えこつくくる江東」での活動や江東区環境検定等により、環境に関する情報の発信に努めております。いただいたご意見も踏まえ、本計画の柱 5 に環境に関するボランティア活動についてのコラムを追加し（計画 P76）、活動について発信するとともに、柱 5 で掲げる環境関連情報の発信強化や環境活動の拡大を目指し、今後も引き続き区民・事業者等への環境活動への参加や環境学習の推進、普及啓発や情報の発信等、計画に記載の取組を推進してまいります。
10	区政一般	マンションや貸倉庫などの高層建築物の濫立を止めてほしい。	用途地域や容積率など建築可能な建物に関する事項は、広域的な視点から東京都により指定されています。民間建築物については、民間による経済活動であり、これらの指定された内容に沿って、建築基準法などの法令に基づいて建築がなされています。
11	区政一般	災害時の橋が壊れた場合の避難方法や防災連携協定の締結、災害時も通常時と同様に使えるライフラインや栄養を考慮した備蓄の検討が必要。	区では陸路の寸断を想定して水路の活用を検討しており、ボートの備蓄や民間団体と災害時の船舶の確保に関する協定を締結しております。また、区内河川の活用に関しても、東京都等と連携し検討を進めながら、適宜訓練を実施しております。 他自治体との防災連携協定については、栃木県大田原市、埼玉県秩父市、静岡県沼津市との協定を結んでおり、地震が起きた場合の行政間の連携については、当該協定に基づく協力や応急対策職員派遣制度による支援を想定しているところですが、引き続き必要な協力協定の締結に関して検討を進めてまいります。 防災拠点となる公共施設では災害に強い自立分散型のエネルギーシステムの構築を目指すとともに、区民・事業者等へ太陽光発電や蓄電池等の導入時の費用助成を行い、災害時の有用性について周知・啓発を図ります。 区の備蓄食品に関しては、アレルギーやハラル認証に配慮しながら、生体機能を維持するための充分なエネルギーを確保することを目的に品目を検討しておりますが、たんばく質、ビタミン、ミネラル、食物繊維などの栄養素が不足しやすい状況が考えられます。いわゆる完全栄養食についてはカロリーなどが意図的に抑えられているものもあり、摂取エネルギーの不足や災害時の食事の満足感につながらないといった懸念もあるため、そういった観点も踏まえ、より望ましい品目を引き続き検討してまいります。

NO	分類	意見要旨	区の考え方
12	区政一般	江東区の施設を新たに作る際には障害者や外国人等の視点、ユニバーサルデザインの環境整備も必要。また、外国人に配慮した防災情報の周知をしてほしい。	福祉のまちづくり条例に基づき、建築物等の新設・改修等の際に、高齢者、障害者等を含めたすべての方にとって利用しやすい施設となるよう、定められた基準に基づき整備されるよう指導・助言を行っております。誰もが住みよいまちづくりにはユニバーサルデザインの理念に基づく視点が重要なため、今後も庁内において横断的に情報を共有しながら、ハード面の環境整備やソフト面の意識啓発を進めるように努めてまいります。 外国人に向けての防災情報の周知について、区では外国語防災マップやスマートフォン用防災マップアプリケーションなどの作成や、外国語版くらしガイドにおいて防災情報欄を設けることなどを通じて、防災知識の普及を図っており、災害時の活用を想定した、避難所で避難所運営者と被災した外国人の方が意思疎通を図れる「江東区コミュニケーションハンドブック」、「多言語指さしボード」を、区立小中学校等に配備しています。加えて、令和7年度公開に向けた多言語対応の防災ポータルサイトの構築を行っており、情報周知を図っていきます。災害発生時には、東京都防災（語学）ポランディアの派遣を要請し、体制を強化していきたいと考えております。 また、環境に関する情報については外国の方等へ向けた発信強化の取組を計画で記載しており、今後も取組を推進してまいります。